

京都市告示第63号

京都市林産物需要拡大センター条例第9条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、京都市林産物需要拡大センターの管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本 頼 兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
財団法人 きょうと 京北ふる さと公社	京都市 右京区 京 北 周山町 上寺田 1番地 の1	1 京都市林産物需要拡大センター（以下「センター」という。）の使用許可に関する事。 2 センターに使用者が特別の設備をしようとする事の許可に関する事。 3 条例第7条の規定による原状回復の検査に関する事。 4 センターの施設、付属設備及びその他の物品の保守及び安全に関する事。 5 管理業務を執行するために必要とする物品の調達及び整備に関する事。 6 センターの利用状況の調査及び利用促進に関する事。 7 京都市林産物需要拡大センター条例施行規則に定める諸様式による用紙の作成及びその保管に関する事。 8 その他センターの管理等に必要なとする業務

(産業観光局農林振興室林業振興課)